

土木事業費に関する内務省財政の変遷

九州共立大学工学部 正会員 ○畑岡寛 田中邦博 亀田伸裕

1. はじめに

現在の国土交通省は建設省から2001年に開庁しているが、明治における公共事業の着工は1873年の内務省開庁以降が始めとなる。明治以前の土木事業は各藩で賄われており統一した全国政策は日米和親条約以降に外国の技術導入を始めた頃よりとなる。

古市・小野・山田が入る1877年以降は治水事業に始まり、内務省開庁当初の外国人技術師による着工ではなく我が国の技術者による土木技術の進展した時期でもあった。内務省は土木出張所を東京・新潟・名古屋・大阪・仙台・下関・横浜・神戸に設け国の直轄工事施工機関として工事に関与し、第2次世界大戦後の解体以降は内閣戦災復興院と合体して総理庁建設院と改名し、組織・常務内容は変更されないまま1948年に建設省開庁している。明治以降発達した土木事業として鉄道網が上げられるが、内務省開庁後の1886年以降、逓信省により運営され、内務省とは別の管轄となる。1945年の運輸省開庁後は、建設省・北海道開発庁・国土庁と合体して現在の国土交通省に至る。

今日の公共事業は着工の有無が論じられており、財政状況に関する国民の不満は少なくないため着工当時の財源・事業決定機関について、明確にしておく必要がある。本研究は、内務省の土木事業に着目し明治以降において特に、土木事業に関する財政状況について「内務省統計報告」資料から客観的立場で考察している。

2. 財政状況

内務省開庁当初は、国土保全の観点から第1期河川として淀川・利根川・木曾川・信濃川・九頭竜川・吉野川・庄川・遠賀川・北上川・最上川等の河川工事に着手しており、オランダより外国人技師ファン・ドールンらを招いて政府の直轄工事として、港湾整備・灯台建設・河川改修工事を執行している。当初は低水工事で河川と常水路を対象とした工事に着手したが明治14年以降は頻発する洪水に伴ない治水中心の工事へと移行している。

明治6年の河港道路修築規則より、利害関係が数県にわたるものを1等河川として、その費用は地方が分担する一方で工事は国の事業として着工することとし、現行法体制の基礎をなした。

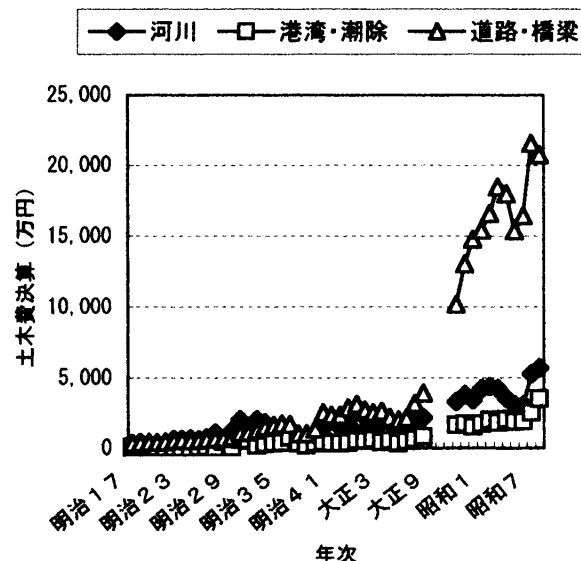


図-1 工種別土木事業費（全国）

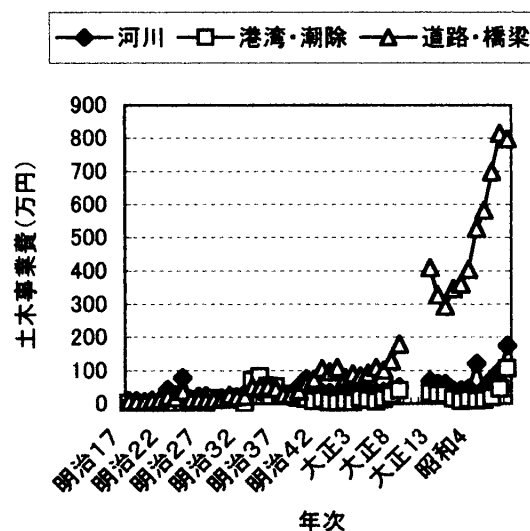


図-2 工種別土木事業費（福岡）

キーワード 内務省、内務省統計報告、土木事業費

連絡先 (〒807-8585 福岡県北九州市八幡西区自由ヶ丘1-8 九州共立大学工学部土木工学科 (093)693-3236)

図-1に全国の工種別土木事業費を示すが、明治24年以降は大水害の発生もあり港湾・道路に比べ河川事業費が高い傾向にあった。図-2に福岡における工種別土木事業費を示すが、明治20年代には河川への事業費が高く全国同様の傾向が確認できる。明治29年に第9回帝国議会において「河川法」が公布されるが河川事業の拡大はその影響とも考えられる。

大正12年の関東大震災以降は全体的に土木事業費は増加の傾向にあるが、大正始めから道路・橋梁への事業費が河川・港湾事業に比べ伸びている。「道路法」が制定されて以降の大正後期からは、道路・橋梁が全国・福岡ともに、飛躍的に伸びていき昭和に執行している時局救済事業としての不況対策によるものと考えられる。

図-3に全国の金種別土木事業費を示す。図中の金種は各金種に関する現金とし、大正・昭和に関しては府県費+郡費を明治の地方税と同種とし、同様に私費+町村費を市町村税と同種とした。

内務省開庁の明治当初には国と地方（府県・郡）の歳入歳出予算の区分は明確にはされていなかったが、明治11年の「地方税規則」により土木事業は原則として府県の費用で賄うことが定められた。図-4に福岡における金種別土木事業費を示すが、明治当初から大正後期にかけて全国と同様地方税が上回っている傾向が確認できる。また、明治37年の日露戦争勃発と、大正12年の関東大震災により翌年に土木事業費の変動が確認できる。戦争勃発の際は軍事費として分配されるため、土木事業費が減少し、災害後には救済事業として増加する傾向が確認できる。

3. 考察

土木事業における財政状況を客観的立場から判断する

ため、「内務省統計報告」資料に着目し全国と地方の土木事業費は、福岡に関しては全国と類似した傾向が得られた。また、災害発生時の財源は国庫金ではなく地方税（府県+郡）であり、昭和恐慌では全国の市町村税が使われていた一方で、災害対策費が各県により賄われている事が確認できた。しかし、記録によれば洪水時の災害復旧や割高な土木事業には国の補助金が交付されている。従って、臨時補助金として国庫金が災害復旧費として各郡県で使用されていたので、図-3・4のように国庫金が低い場合においてもその少数割は地方税や市町村税として分配されていた事が伺える。

<参考文献>大霞会「内務省史」第一巻～三巻、高野義夫「内務省統計報告」第一巻～三十八巻、松浦茂樹「昭和前期の公共土木行政―時局匡救事業と土木会議を中心に―」土木史研究第16号・1996年・PP17～31、畑岡ら「内務省史に見る土木事業費の流れ」平成13年度土木学会西部支部概要集 pB356～B357

<謝辞>当研究を進めるにあたり資料を提供して下さいました坂田力先生(福岡大学工学部土木工学科)と研究に協力・御指導して頂きました故 市川紀一氏(元クローバーテクノ株式会社)に感謝の意を表します。

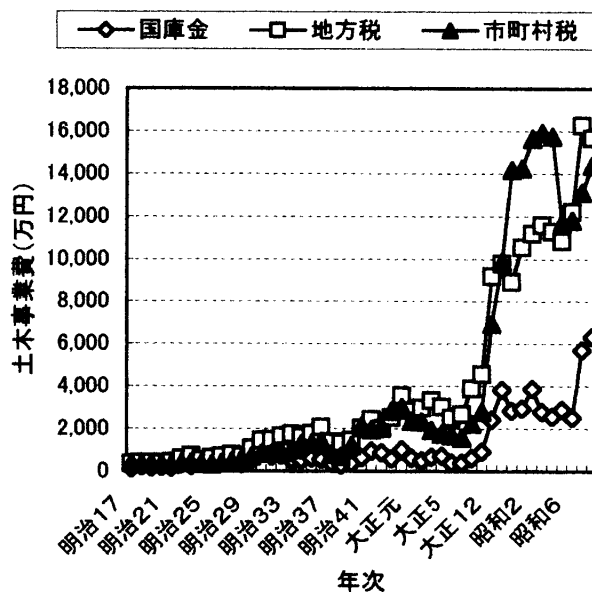


図-3 金種別土木事業費（全国）

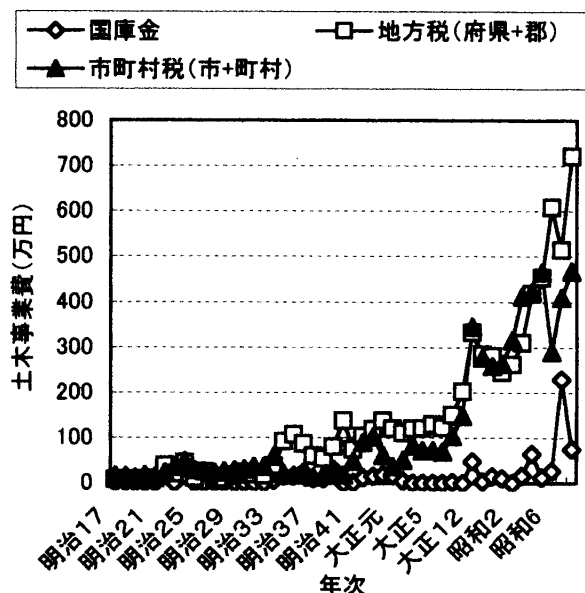


図-4 金種別土木事業費（福岡）